

北清掃工場建替事業 建設工事説明会（令和8年3月）

におけるご意見・ご質問への見解について

・説明会の開催状況（合計参加者数54名）

日時	会場	開催形式	参加者数
令和8年3月7日（土） 午後2時～午後3時57分	北区立元気ぷらざ 第1ホール	対面型	30名
令和8年3月8日（日） 午前10時30分～午後12時02分			8名
令和8年3月8日（日） 午後2時～午後3時32分			16名

・皆様からのご意見・ご質問とそれに対する見解等

住民説明会において住民の皆様から様々なご意見・ご質問をいただきました。建設工事に関するご意見・ご質問の要旨と、それに対する当組合の見解等を以下にお示しします。

（1）工事期間の変更について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	昨年2月の説明会と土壤汚染区画は変わらず、新たな要素は加わっていない。当時から工程遅れは予測できたのではないか。	工程へ影響がないよう土壤汚染対策を検討している中で、新たに地中障害物を発見したため、更なる検討や対応に時間を要し、全体として工期に遅れが生じました。
2	土壤汚染処理に係る手続に時間がかかっているのはなぜか。	土壤汚染発見後、法に基づく土壤汚染区画が区域指定されるまでに約2か月かかりました。また、土壤汚染の対策工事における検討や工事の追加にあたり契約変更手続も行ったため、時間を要しました。
3	土壤汚染物質は何が発見されたのか。	ひ素、鉛、ふっ素を発見しました。
4	前(2代目)清掃工場の建設時には土壤汚染調査はしていたのか。	前(2代目)清掃工場建設時は、土壤汚染対策法が制定される前であったため、東京都独自の基準により、土壤汚染の調査、処理を行いました。なお、今回の調査では現行法に基づいて自然由来の物質も調査対象となったことから、発見したものと考えています。

5	建替工事の施工者が前回と一緒にであれば、地中障害物は予測できたのではないか。	本工事は設計施工一括発注方式で、受注者が解体工事も設計施工を行うこととなっています。受注者の施工計画立案にあたり当組合保有の関連資料を提供しており、発見された地中障害物は記録がなく、予測することができませんでした。これら要因による工期の遅れについて、発注者として今回説明会を開催し、説明させていただいています。
6	発注者として過去の工事資料だけを施工者に提供し、工事責任を負わせることは無責任ではないか。	
7	地中障害物が存在している箇所について、過去の工事記録等の調査は行ったのか。	東京都からの清掃事業移管に伴い、当時の資料を全て当組合へ引き継いだと認識しています。現存している資料をもとに地中障害物を確認しましたが、今回発見された地中障害物は資料にないものでした。
8	発見された地中障害物は、過去の工事業者が放置した物ではないのか。	前(2代目)清掃工場建設当時、工事の支障となる部分を解体し、それ以外で工事の支障とならない部分を残置物として取り扱ったのではないかと認識しています。
9	工期の8.5か月延長により工事費用はどれくらい増額となるのか。	地中障害物撤去や土壌汚染対策工事も含め44億5,302万3千円の増額となり、工事契約金額の総額は652億1,152万3千円となります。
10	増額した工事費用の財源はどこから賄われるのか。	特別区分担金や国の補助金に加え、発電収入や廃棄物処理手数料等を財源としています。
11	工期延長に伴い、清掃費や元気ふらぎ運営費について、清掃一組から北区へ金銭的補償は行うのか。	清掃一組から北区への金銭的補償はありません。
12	工期延長についての説明時期が遅いのではないか。	工事の遅れを取り戻すための検討を続け、また具体的な遅れを明らかにしてきたことから、この時期での説明会開催となりました。
13	今後の建替に備え、今回の工事記録や図書についてを確実に保管し継承してほしい。	工事記録や図書については、工場において責任を持って適切に管理、継承します。
14	工期延長に伴って北清掃工場に搬入できない期間が増えてしまうことについて、北区とどのようにやり取りしているのか。	工事期間は、他の清掃工場に搬入することになります。北区の収集体制に影響が無いように随時情報提供しています。
15	土壌汚染と地中障害物の発見は区別して説明すべきである。この説明内容では誤解を招くのではないか。	皆様にできるだけわかりやすく、お知らせできるよう資料を作成してきました。
16	解体工事で生じる音は今後いつまで続くのか。	解体工事は令和9年度まで続きます。防音パネルを設ける等、できる限り騒音の低減に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

17	工期延長に伴う騒音や振動、工事車両の台数について、環境影響評価書では記載があった。今回の変更についても示してほしい。	騒音・振動の値が最も大きくなる時期は、令和9年2月に変更となります。また、工事車両の台数と稼働状況は、環境影響評価書とほとんど変わらないため、騒音・振動の値が環境影響評価書の値より大きくなることはありません。現在、環境影響評価書の変更手続を行っております。 ※3月7日の説明会にて本質問を受けましたので、3月8日の説明会では別添の【補足資料】を作成、提示し説明しました。
18	【補足資料】の騒音グラフについて、仮設テントを設置したことにより、騒音等に影響があったのか。	環境影響評価書は仮設テントを設置しない条件で予測しております。変更後の環境影響評価書は仮設テントを設置した条件で予測しているため、騒音グラフの値が下がっています。
19	【補足資料】の騒音グラフについて、変更後の値の1か月あたりの最大値が変更前と比べ、下がっているのはなぜか。	受注者の工事計画に基づく建設機械の稼働台数が、変更前と比べ、減少しているためです。
20	【補足資料】では振動が80、90デシベルを示している。近隣にどれくらい影響するのか。	【補足資料】の値は建設機械稼働時の振動の値を全部足し合わせた合成値で、実際に発生する振動値を示したものではありません。敷地境界の振動は法律や条例で規制値が定められており、それを下回るよう機械の配置や作業内容の見直しを行い、工事を進めていきます。
21	【補足資料】の工事用車両台数が最大となる場合、工場近隣の周辺道路に渋滞や路上駐車による影響はあるのか。	工事用車両は北本通りを通るルートとし、渋滞などが起きないように配慮します。また、待機車両は敷地内に停車することで路上駐車を防止します。
22	【補足資料】の騒音・振動グラフについて、工事の開始から終了までの日付を明示してほしい。	環境影響評価書は工事開始の日付が確定する前に作成するため、工事開始からの月数で表現しています。変更後についてもグラフの表記は統一しています。変更前・変更後の工事開始は令和5年3月であり、変更後の工事終了は令和12年11月です。
23	【補足資料】の騒音・振動グラフについて、大きく変化する箇所はどのような工事を行うのか。また、騒音値が最大となる時期はどのような工事を行っているか。	騒音・振動の値が下がる要因として、解体・地下躯体工事で使用していたブレーカなどの機械がなくなる時期で騒音値が下がっています。また、工事終盤の振動が上がる要因は振動計が設置されている敷地境界付近での外構工事の影響によるものです。なお、騒音の値が最大となる時期は仮設テント撤去後の工場棟南側の解体工事です。
24	【補足資料】における仮設テント撤去後に解体工事する時期や場所を教えてください。	現時点では変更後の47か月時点頃から清掃工場南側の地下部分及び煙突の基礎、杭解体を進める予定です。

25	【補足資料】における変更前の83か月に棒グラフが示されていないのはなぜか。	変更前の環境影響評価書では、工事をすべて完了し試運転のみを想定した期間であったため、棒グラフの記載はありませんでした。しかし、変更後では、試運転中に外構工事を行う計画としたため、棒グラフを記載しています。
26	工期延長に伴う契約変更は行ったのか。	令和7年12月の清掃一組議会第四回定例会において、工期延長に伴う工事契約の変更が議決されました。
27	今後さらに工期が延長される可能性はあるのか。	これ以上工期を延ばさないよう工事を進めていきたいと考えています。なお、災害等が起きた場合、さらに工期が延びる可能性があります。

(2) 工事内容について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	煙突の解体工事で採用されている工法は何か。	正式な工法名はありませんが、「ワークステーション工法」としています。煙突上部に設置した移動式作業足場をワークステーションと呼んでいます。
2	南側の工場棟と煙突はどのような工法で解体するのか。	工場棟南側地下部は、基本的には大型重機で潰して解体しますが、土に面したコンクリート壁などで厚みが1メートルある部分等はブレイカを使用します。煙突の地上部分はワークステーション解体後、これまでと同様に切断しながら解体します。また、基礎部分は工場棟解体と同様に潰して解体しますが、厚みが6メートル部分等はブレイカを使用します。
3	南側の解体工事は仮設テント撤去後になるようだが、小学校や保育園が近くにあり、粉じん・騒音・振動を抑えることはできるのか。	仮設テント撤去後は、できる限り粉じん等の影響を抑える作業を採用するとともに、防音壁等を設置する等の対応を検討しています。また、工事作業等の情報を事前に地域の皆様にお知らせさせていただきたいと考えています。
4	音が大きいブレイカ等を使用しないことは難しいのか。	施工場所によっては、ブレイカなどの重機を使用せざるを得ない部分があるため、最小限の使用とするよう工事を進めたいと考えています。
5	南側の地域からの苦情はないのか。	現作業において苦情はありません。
6	自宅の太陽光発電について、仮設テントにより発電量が減っている。個別に相談したい。	説明会后、個別に対応いたします。

(3) 新しい工場について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	近隣住民に配慮した景観づくりについて、どのように計画しているのか説明してほしい。	清掃工場の全体的なデザインについては、これまで説明会、建替協議会などで、建設工事のあらましや説明会資料にて説明してきました。今後も建替協議会を通じて、ご意見をいただければと考えています。
2	新しい煙突のデザインはどのようにして決めたのか。地域住民と協議する機会があってもいいのではないか。	清掃工場の全体的なデザインと同様にこれまで説明してきました。煙突の形状は従前の八角形を想定しており、色調は白色を基調として施工者と検討した上でデザインを決めています。今後も建替協議会を通じて、ご意見をいただければと考えています。
3	小学校の社会科見学などでバスを利用する場合の動線はどうなるのか。	バスの出入りは北本通りから進入し、専用駐車場へ停車する動線を計画しています。北側の出入口は、見通しが悪いためバスの出入りには使用しない予定です。
4	どのような緑地計画を考えているか。前(2代目)清掃工場並みの緑地面積を確保してほしい。また、具体的な緑化計画が分かり次第、示してほしい。	敷地周辺の道路に面した部分や擁壁部分の緑化等を計画しています。地上部や建物緑化は運営に支障のない範囲となり限られますが、できるだけ確保していきたいと考えています。詳細は建替協議会にて報告していきます。
5	北西側の緑地部はどのような景観になるのか。	建替前と同様に開放した空間とし、中央部は芝生の広場にする計画です。
6	北西側の緑地部は盛土されるのか。	盛土は行わず、現状の道路と同じ高さを維持する計画です。
7	北側擁壁の上部に植え付けられている植栽は下まで延びるのか。	壁面上部から下へ延びる(下垂型)植栽を検討しています。
8	南側の植栽は地植えを想定しているのか。	生垣のような低木・中木を配置する計画です。植えにくい箇所は、壁面緑化となる可能性もあります。
9	南西側の緑地エリアは開放されるのか。	建替前と同様にフェンスで覆われた管理緑地とする計画です。
10	南西側の緑地エリアは、歩道部分までフェンスで囲われており狭く感じるため開放的な空間にしてほしい。	南西角部は横断歩道からの見通し等を配慮した低木や生垣の種類を選定していきたいと考えています。南側については、建替前と同様に清掃工場内歩道(歩道状空地)として整備する予定です。
11	南側の歩道を十分に確保してほしい。	
12	南側の煙突付近の出入口はどのような用途・目的で使用されるのか。必要なのか。	定期補修工事時の車両及び緊急車両の出入りに使用します。

13	清掃工場用歩道で使用する防音壁等は透過性があるものなのか。	完成予想図での防音壁はイメージとなっております。今後、騒音シミュレーションなどを行い、仕様を検討していきます。
14	擁壁による景観への圧迫感や威圧感による影響を配慮し、詳細なデータが揃った段階で地域住民との話し合いの場が必要である。	今後も建替協議会を通じて、ご意見をいただければと考えています。
15	新しい清掃工場の見学ルートに、3代目として清掃工場の歴史や存立の意義等の展示スペースを設けてほしい。	北清掃工場の歴史の紹介を含め、環境学習に必要なものを展示するスペースを設ける計画としています。どのようなものを展示するかは、今後検討していきます。
16	他自治体でのごみ処理施設での火災事例を踏まえ、新しい清掃工場では最新の火災対策設備を導入するのか。	ごみバンクに火災検知装置及び放水銃を設置し、火災への対策に備えていきます。
17	リチウムイオン電池が発火原因となる火災対策を検討してほしい。	
18	どのような水害対策を考えているのか。	清掃工場の敷地は4.8メートルの浸水域に指定されています。地盤面を3メートル上げ、残りの1.8メートル部分について、止水性のある扉やシャッター等を設け対策を行います。
19	新しい清掃工場の稼働期間はどのくらいか。延命化を想定した設計なのか。	標準的な稼働期間は、25～30年程度となります。また、延命化工事も想定し、可能な限り40年程度稼働させたいと考えています。
20	電波障害について、建替え後の清掃工場により携帯電話の電波に影響はあるのか。	影響はありません。
21	新しい清掃工場から降灰はあるのか。	前(2代目)清掃工場と同様に灰が外に漏れ出る構造ではありません。

(4) その他

No.	ご意見・ご質問	当組合の見解
1	建替協議会は特定の地域住民のみが参加できる会議であるため、説明会やホームページを通じて工事内容の説明をしてほしい。	現状、建替協議会を通じて説明していく考えです。お伝えすべき内容に応じて、どのような方法にするのかは、当組合で判断していきます。
2	23区のうち清掃工場がない6区から、もっと費用を徴収し、清掃工場がある区(地域)へ利益を還元してほしい。	ご意見として承ります。
3	令和7年2月に実施した説明会の見解書で掲載が無かった意見についてはどこかに掲載されているのか。	令和7年8月に実施した説明会の見解書に併せて掲載しています。

4	<p>昨年 8 月開催の説明会の見解書について、ごみバンクの防水に関する回答が不十分であるため訂正してほしい。</p>	<p>以下回答をもって補足します。 ごみバンクはコンクリートにて強固に建設し、防水するとともに、ごみバンク周りに浸水対策の措置を行います。</p>
5	<p>昨年 8 月開催の説明会の見解書について、ダイオキシン対策として機械入れ替え時など前室を作って対処するという回答が記載されていないため、追記してほしい。</p>	<p>「北清掃工場建替事業 建設工事説明会（令和 7 年 8 月）におけるご意見・ご質問への見解について」の回答（2）新しい工場についてNo.26に記載しています。</p>